

(別 紙)

国自技第152号
平成15年10月1日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 殿

自動車交通局長

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の規定に基づく国土交通大臣
が定める自動車について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令」（平成15年国土交通省令
第95号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告
示」（平成15年国土交通省告示第1317号）が制定されたことに伴い、「道路運送
車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）の規定
に基づき、国土交通大臣が定める自動車を下記のとおり定めたので、遺漏なきよ
う取り計らわねたい。

また、関係団体には、その旨通知したところであるが、さらに管内関係者に対
し周知徹底を図られたい。

なお、本通達により、「「道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一
部を改正する省令」の公布及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」
の告示に伴う関係通達（依命通達）の一部改正について（依命通達）」（平成14
年8月30日国自技第180号国自審第631号国自整第100号）別添「道路運送車両の保
安基準の細目を定める告示第2条第1号の規定に基づく国土交通大臣が定める自
動車について」は、廃止する。

記

記

1. 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下「細目告示」という。）

第2条第1号の「国土交通大臣が定める自動車」及び第40条第1項第3号の「国土交通大臣が指定する自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日自審第1252号）別添2の新型自動車等取扱い要領に基づく新型届出による取扱いを受ける自動車
- (2) 「輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）」（平成10年11月12日自審1255号）に基づく輸入自動車特別取扱を受ける自動車

2. 細目告示第166条第2項第2号の「国土交通大臣が定める自動車」は、「道路運送車両の保安基準第8条第4項に規定する速度抑制装置の装着要領書について」（平成15年7月7日国自技第68号）（以下「装着要領書」という。）に基づき速度抑制装置が装着された自動車であって、次の(1)から(4)までの全てが確認できるものとする。

- (1) 細目告示別添97「使用過程にある大型貨物自動車の速度抑制装置の技術基準」中「5. 表示」に規定する標識が車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面（けん引自動車を除く。）に表示されていること。
- (2) 速度抑制装置を装着した事業者が、装着要領書で指定した事業者であること（速度抑制装置装着後初めての検査を行う自動車（自動車検査証又は抹消登録証明書の備考欄に「速度抑制装置付」の記載がないもの）に限る。）。
- (3) 自動車の運転者席側ドアストライカ付近に装着要領書に規定する速度抑制装置を装着したことを示すラベルが適正に貼付されているとともにラベルに記載されている車台番号が当該自動車の車台番号と一致していること。
- (4) 速度抑制装置の機能を損なう改変を防止するために装着要領書に規定する方法で封印が適正に施されていること。

ただし、機械式速度抑制装置の場合は、自動車の電源投入時に、アクチュエータの作動が確認できれば良い。

3. 細目告示第81条第2項第1号イ、第159条第2項第1号イ及び第237条第2項

第1号イの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 「道路運送車両の保安基準の一部改正に伴う車両総重量が20トンを超える改造等の取扱いについて」(平成5年11月25日自技第165号)が適用される自動車
- (2) 「車両総重量が8トンクラスの自動車の最大積載量の指定について(依命通達)」(平成7年1月27日自技第12号)が適用される自動車
- (3) 「最大限に積載したISO規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な被けん引自動車等の改造等の取扱いについて(依命通達)」(平成10年3月31日自技第61号)が適用される自動車

附 則

この通達は、平成15年10月1日から適用する。